

秋田県告示第235号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成29年度地籍調査（前年度繰越分）に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成29年4月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 調査を行う者の名称
湯沢市
- (2) 調査地域
湯沢市皆瀬、秋ノ宮、清水町
- (3) 調査期間
平成28年4月1日から平成29年5月31日まで
- 2(1) 調査を行う者の名称
由利本荘市
- (2) 調査地域
由利本荘市鳥田目、館、柳生、雪車町、湯沢、宮沢、上野、矢島町立石、東由利老方、東由利蔵
- (3) 調査期間
平成28年4月1日から平成29年5月31日まで

秋田県告示第236号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成29年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成29年4月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 調査を行う者の名称
秋田市
- (2) 調査地域
秋田市平尾島
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 2(1) 調査を行う者の名称
能代市
- (2) 調査地域
能代市二ツ井
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3(1) 調査を行う者の名称
横手市
- (2) 調査地域
横手市増田町増田、増田町亀田、平鹿町中吉田、十文字町梨木、十文字町西原二番町の一部、山内南郷
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4(1) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (2) 調査地域
男鹿市船川、船越
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5(1) 調査を行う者の名称
鹿角市

- (2) 調査地域
鹿角市八幡平
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 6(1) 調査を行う者の名称
由利本荘市
- (2) 調査地域
由利本荘市東由利老方
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 7(1) 調査を行う者の名称
大仙市
- (2) 調査地域
大仙市寺館、北野目、協和船沢、太田町三本扇、太田町国見
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 8(1) 調査を行う者の名称
北秋田市
- (2) 調査地域
北秋田市鷹巣、東横町、宮前町
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 9(1) 調査を行う者の名称
仙北市
- (2) 調査地域
仙北市角館町西長野、雲然
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 10(1) 調査を行う者の名称
藤里町
- (2) 調査地域
藤里町藤琴
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 11(1) 調査を行う者の名称
八峰町
- (2) 調査地域
八峰町峰浜石川、峰浜内荒巻
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 12(1) 調査を行う者の名称
羽後町
- (2) 調査地域
羽後町西馬音内
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで